

(様式第1号)

平成25年度 第1回 芦屋市男女共同参画推進審議会 会議録

日 時	平成25年8月28日(水) 14:00~16:00
場 所	芦屋市男女共同参画センター 会議室
出 席 者	出席 会長 柳屋孝安 副会長 中里英樹 委員 高田昌代, 宮本由紀子, 船橋久郎, 浅野理恵子, 岩尾實, 辻原永子, 中山克彦 欠席委員 武田夕香子 (敬称略)
事 務 局	市民生活部 北川部長 男女共同参画推進担当 岡田課長, 高橋主査, 担当 松原, 南
会議の公開	公 開
傍聴者数	1人

1 会議次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議題

第2次芦屋市男女共同参画行動計画(後期計画)実績報告(H20/H24)

(3) その他

2 提出資料

(1) 第2次芦屋市男女共同参画行動計画(後期計画)進行管理調書(案)

3 審議経過

= 開会 =

事務局/岡田: ただ今から, 平成25年度第1回芦屋市男女共同参画推進審議会を開催させていただきます。

はじめに, この会議ですが, 平成21年4月「芦屋市男女共同参画推進条例」の施行に伴い, 「男女共同参画の推進に関する事項の調査審議」を担当する芦屋市の附属機関として設置されました。委員の皆さまの今任期は, 平成27年3月末までです。

本日は, 第1回目の審議会となりますので, 市長より委嘱状の交付をさせていただきます。

= 委嘱状交付 =

= 市長あいさつ =

= 委員紹介 =

= 事務局紹介 =

事務局／岡田：この会議は、芦屋市情報公開条例第19条に基づき、原則公開となっております。個人情報等の非公開事項を取り扱う場合は、非公開についてお諮りさせていただきます。会議録の公表につきましては、発言者のお名前も公表しますのでよろしくお願いたします。

また、この審議会のほかに、市組織として、男女共同参画施策を総合的に推進するため「男女共同参画推進本部」が設置されております。市長を本部長とし、施策の推進を図っていくものです。

本日は、1名傍聴の希望がございますので、お入りいただきます。

= 議事 =

(1) 会長の選出・副会長の指名

会長は柳屋委員、副会長は中里委員に決定。

柳屋会長：よろしくお願いたします。私は今期で3期目となりまして、まだ芦屋市の男女共同参画に関わって日が浅いのではございますけれども、芦屋市は頑張っておられるという印象を強くもっております。前期の審議会で第3次の行動計画を策定いたしましたときに関わっていただきました委員さんも、今回なっておられる方もいます。印象を申し上げますと、第3次の行動計画というのは、突拍子もない目標をただ掲げるという行動計画ではなくて、実現可能な目標を地道に達成していこうという、そういう姿勢で作られた行動計画だと思います。既にご存知かもしれませんが、新しい自民党の安部内閣が女性の活用ということにかなり力を入れるという姿勢を示しているというところです。ただ、かなり高い目標を掲げているという印象です。例えば3年の育児休暇（3年間だっこし放題）を実施するなど、目標を掲げているのですが、どの程度実現できるのかなと思います。芦屋市など各市町村は高い目標を掲げると目標倒れになってしまうところがあるというところで、地道に目標を設定して少しずつハードルをあげていくというスタンスでやってこられています。私はこのスタンスが間違っていないと思っております。行動計画が策定されましたけれども、実現される必要がありますので、今回の審議会の委員の皆様にはその実現に向けて、貴重なアドバイス、ご意見をたまわることができればと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは議事に入らせていただきます。本日の主題は「第2次芦屋市男女共同参画行動計画」の実績報告ということで、すでに委員の皆様には事前配布資料が届いているかと思いますが、1つずつ説明していくと時間がかかりますので、事務局から必要なところをかいつまんでご説明いただけたらと思います。

事務局／岡田：それでは事前にお配りしております実績報告をご覧下さい。初めての委員のかたもおられますので、資料に沿って時間の許す範囲でご説明させていただきます。毎年このように実績報告をあげて、審議会に報告、ご意見をいただいております。昨年の平成24年度と申しますのは、5年計画の最終年度ということで、平成20年度からスタートした後期計画が平成24年度にどのような状態になっていたのかという振り返りを、今回まとめております。ですので、今回の実績報告は平成20年度の状況が1つの事業項目について上段に記載されています。それに対して、平成24年度

状況はこういうことだと下段に記載しております。また、5年間の振り返りをしたものが評価コメントと所管評価をそれぞれ載せております。そのようにご理解をください。

表紙をめくっていただき、裏側に目次がございます。その目次の下のところに、今申し上げたように評価基準ということでA・B・Cをつけています。Aとあるのは、平成20年度の計画初年度と比べて、数値的な伸びが見られるもの、あるいは、数値的には伸びはなくても内容的に充実が図られたもの、施策全体として少しでも前進が見られた場合にAをつけています。Bは、目標をほぼ達成し、事業を維持・継続して行ったもの又は経常事業で実施状況に変化がないものとなっています。Cは計画時の目標を達成できなかったもの又は事業内容の縮小などで施策的に後退が見られると評価されたものとなっております。

事業数が多いので、少しかいつまんでご説明させていただきます。男女共同参画課の所管するものであるとか、所管外になっているものでも数値目標などで関係してくるものを主に説明させていただきます。

基本目標1の1、関係法令や制度改正等に関する啓発、情報提供ということで、ホームページ・広報あしや・センター通信等を活用した広報・啓発です。Aをつけておりますが、CMS(コンテンツ・マネジメント・システム)、HP作成の方法の1つですが、これを導入することで情報の即時性が非常に高まったということ、随時更新が可能になったこと、また、広報あしやで定期的に男女共同参画についての広報記事を載せていること。そして昨年度は計画策定の年でしたので12月から1ヶ月間、中間案についての市民意見の募集と経過概要を掲載。それから、女と男(ひととひと)の参画メールというコラムも2回掲載しています。そういったところを所管のほうで評価しまして、情報提供が進んだのではないかとということで、Aをつけております。第3次行動計画策定についての市民意見の募集や、11月に行う児童虐待等の防止キャンペーンをこども課と協力・連携して同時に開催をしていること、そういったことの啓発が進んでおりますので、この評価をしております。

2では、ホームページを随時更新していったこと、ウィザス通信、これはセンターが発行している通信ですが、年4回程度発行、その時々市民の皆様にお伝えしたいこと、例えばニュースの中で法改正があったことなど、ウィザス通信の中に載せています。これは数値目標にも挙がっております。20年度の発行部数は、3500部に達していなかったのですが、それを4000部まで発行数を伸ばそうという目標を掲げておりました。平成24年度では4500部まで配布を増やし、公共施設等に配布をしております。また、平成21年度に男女共同参画推進条例が施行された年には、児童・生徒への啓発ということで、中学生向けに男女共同参画推進条例の概要版を作りました。21年度以降、市立中学校の新1年生とご家庭に対し、毎年配布、啓発を進めています。ちなみに、平成21年にこの概要版を作りましたときは、市立中学校の生徒に冬休みの自由課題として表紙イラストと表題を募集しました。そのときに64名の生徒さんから99件の応募があり、その中からイラストを採用させていただきました。このときには教育委員会と連携をとりまして、子どもたちへの啓発を含

め教職員のみなさんへも、ただ配るだけではなく、イラストを募集することで少なくとも1回は男女共同参画推進条例があるということを知ってもらい、それから、内容も見つけないと絵は描けないのでイラストを描くにあたって少しでも啓発が進むと思いい、このようなイラスト募集を行ったものです。

次のページ 6、男女共同参画に関する市民意識・現状の把握ということで、通年は、どのような意識を市民の皆さんがお持ちなのかなかなか把握できないので、センターの事業や講座の終了時に、アンケート調査を必ず実施するようにしております。これは平成20年からずっと続けています、どのような講座を希望するのか、今回受けた講座がどうだったのかなどのアンケートも参考に、進めています。そして、5年に1回、市民意識調査を実施しております。それは審議会でもご報告させていただいたところです。

7、男女共同参画関係資料の収集、提供というところ、主に関係図書と資料の購入、貸し出しということもセンターで行っています。ここは、Cの評価をつけていますが、この新しいセンターの玄関入ってすぐのところに図書類を置いているのに気がつかれましたでしょうか。あのように図書を置き、市民の皆さまに男女共同参画についての情報提供や図書の貸し出しを行っているのですが、この5年間正直なところ古い図書の廃棄や整理まで手が回らなかったということ、スペースの問題も確かにあるのですが、なかなか貸出数の増になっていませんので、ここはCという評価にしております。

8は女性委員比率40%を目標に積極的な登用促進についてです。これは数値目標にもあがっているところで、平成18年に第2次計画策定時点で31.6%からスタートしているのですが、それを40%を目標にこの5年間で取り組んでまいりました。女性委員ゼロの附属機関は、平成19年4月現在9つあったのが、4つまで減っております。それとともにトータルの附属機関の女性委員のパーセンテージは、平成20年に32.9%から平成24年は33.8%となっております。ここは正直に申し上げまして、所管としてかなり力を入れて庁内に働きかけもしてきたところですが、なかなか40%には達しなかったというところでB評価としております。達しなかったのでCではないかというご意見もあろうかと思いますが、所管としては、庁内に対してかなり働きかけを行ってきた経過があります。そういう取組の中で、理解は深まってきたと思いますので、Bにしました。ちなみに、この4月の直近の附属機関等の女性委員の割合は、33.3%という状況です。この附属機関及びそれに準ずる機関には市民委員さんもおられますし、学識のかたもおられます。また、行政関係者が入っておるもの、団体からの推薦で入っておられるかた、いわゆる充て職や推薦という委員がおられるのですが、充て職や推薦の委員を除いた数字では、ほぼ40%は達しております。充て職を除いた女性委員の割合は39.4%、充て職と推薦を除いた女性委員の割合は41.5%です。これは何を示しているのかということ、ある一定の理解は進んでいるが、社会全体ではまだまだ40%という域には到達しなかったのかなという分析をしております。

その下の 9、女性の人材情報の把握、整備ですが、これも数値目標で400人の

数値目標を掲げておりました。人材の蓄積という点では400人を超えて410人になっておりますので、Aをつけています。ただ内容については、人材は蓄積されるが、個人情報などの問題があり、人材を有効活用するという部分については個人情報の保護というようなことも十分考えた上でしていかなくてはならないというようなところが、現在の課題としてあると思います。

12をご覧ください。女性職員の管理職への積極的登用ということで、一般行政職・一般技術職の主査級以上の女性職員の割合20%を目標に取り組んでまいりました。これは私どもではなく、人事課が所管するところですが、考え方といたしましては、性別によって昇進や昇格を差別されることはあってはいけないということです。もし、昇進や昇格が性別によってなされないのであれば、男女比は均等な形で主査級にはなっていくのかなと思います。ちなみに、一般技術職・一般行政職の女性職員の割合は30%前後です。それに対してこの主査級が29.8%ということですので、職員の割合からいうとほぼ性別による差別ということなく、主査に昇進していると思います。このような形で主査級がどんどん増えていきますと、そのあと課長になったり部長になったりということで、自然な形で増えていくのかなと思っております。ここを人事課としてはBと評価しておりますが、私ども所管といたしましては、Aでもいいのではないかと思ったのですが、人事課は人事課の考え方がありますので、継続的に着々と進めていくということでBになっております。

13、14は事業所や地域活動に対して行政内部の女性のポジティブアクションの啓発で、行政が直接事業を行うところではありませんので、あくまで啓発と情報提供になっています。ちょっと話が飛びますが、この隣でマンションの建設工事をしています。この4月から基礎工事に入って連日のように大型のミキサー車が入り出ています。そのミキサー車を運転しているのが若い女性です。そういったことを見ておりましたら、社会の中でも今は性別に関係なく女性が様々な分野に進出していると思えました。そうは言いながらも、特定の分野においては女性の進出ができていないということもあります。

続きまして15、男女共同参画に関する講座等の開催ということで、男女共同参画推進担当の1番上の行、男女共同参画週間記念事業や、男女共同参画に関する講座の開催で、年間12講座というのを数値目標に掲げています。年間大体10~12事業実施していますが、昨年度は、記念事業として6月にルナホールで実施600人の参加がありました。講座としては、再就職の支援講座や女性の健康講座、人間関係講座など、年間10事業・講座を実施しました。受講生等の人数は述べ433人ということで、全体で見ますと参加者の増加はあったのですが、講座によって参加者数にばらつきがでています。そこも課題かなと考えております。

21をご覧ください。中ほどに男女共同参画センターフェスタの実施という事業がございます。毎年1回3月にウィザスあしやフェスタというのを実施しています。これは男女共同参画センターと男女共同参画団体協議会が共催という形で実施しておりますが、内容はほとんど団体の皆さんの主導で、まさに市民力を発揮していただいて実施しています。行政としては会場提供などの後方支援をしているものです。昨年度

と一昨年度は、世代をつなぐということをテーマに行っており、市民力を発揮していただいているので、評価はAとさせていただきます。

22 ジェンダーの視点で行う子育て支援の充実ということで、子育て世代に対する働きかけ、啓発です。男女共同参画センターの移転前から、こども課は子育てセンターの「ぷくぷく」や「むくむく」など様々な事業を行っていました。ウィザスあしやでは、移転前は週2回会場を提供して「ぷくぷく」という事業をしていました。これは小さなお子さんを連れた親御さんに対する事業で、そこで子育て支援の事業をしており、男女共同参画センターとしては、そういう世代の方々に対する宣伝にもなりますので、センターを使ってくださいということで行っていました。公光町に移りまでするときも、週2回は会場の大きさからも難しいところがありましたので、週1回ということで、毎週1回月曜日に「ぷくぷく」という事業が実施されています。引き続き小さいお子様を連れた親御さんが毎週のようにたくさんお見えになりますので、そういった場でセンターの宣伝もさせていただきたいと思っております。

その下、健康課のところで、プレ親教室（交流会・沐浴教室）への父親の参加奨励ということで、これも父親参加150人という数値目標をもって取り組んでいたものですが、平成24年度のパパママ教室延べ209人、沐浴教室延べ192人で、そのうち父親の参加が186人になっています。平成20年度の段階で130人程度の参加だったものが、186人まで上がっておりますので、A評価となっております。

次ページ 23 をご覧下さい。男性の家事・育児への積極的参加の促進ということで、これはこども課の事業になります。こども課はこの5年間、様々な子育て施策を実施してきているところです。その一つに「赤ちゃんの駅」というのがあり、平成24年3月時点で市内に114箇所設置しています。これは公共施設だけではなく、民間の施設、商業施設などにも働きかけをし、街中でオムツ換えをしたり授乳をしたりできる場を提供するスポットを探して、114施設の協力を得まして、設置したものです。この男女共同参画センターもその一つとなっています。

32 をご覧下さい。教育委員会の所管になりますが、PTA活動の男性の参画の促進ということで、他の地域では実際にPTAで活動しているのは母親が多いが、会長という立場になると男性が会長になることが多いということをよく耳にします。ですが、芦屋の場合、歴代ほぼ女性が会長をされているように思います。何年かに1回男性の会長がいらっしゃるのかなというくらいで、PTA活動については、ほぼ女性が会長をされているというのが芦屋の現状です。

少し戻りますが、学校教育課の関係で 28 「進路の学習」発行という欄があります。「進路の学習」という冊子を使って、中学生の進路指導などに活用していくのですが、その中に男女共同参画の項目を入れ、また、その改定時には私ども男女共同参画推進課にも相談があります。学校生活の中では男女の差というものを感じなかったのに、実社会に出たとき、特に就職などで、女性だからということで差別を感じる場面が現実にはありますので、そういう将来の進路のことを自分自身のこととして、男女共同参画を頭の中に入れておいていただきたい。自分の進路を自分で決定するということに関して必要なもので、私どもも教育委員会に協力させていただいています。

33のDV, セクシュアル・ハラスメント, ストーカー行為, 売買春等の女性に対する暴力に関する啓発の充実というところで, 毎年11月に女性に対する暴力をなくす運動ということで街頭啓発運動を実施し, 平成23年からは, 同じ11月が児童虐待防止運動の月間にもあたりますので, こども課と共同実施をしています。それぞれの運動の参加団体間が連携して運動の広がったということで評価をAにしました。

36をご覧ください。DVを伴う児童虐待に関しての関係機関の連携の充実というところで, 中ほどになりますが, DVの被害者については, 平成22年にDV対策計画策定以降に, DV相談室というものを平成23年度から設置をしました。その後, 庁内体制として庁内の支援ネットワーク会議を設置しました。被害者の支援をするときは行政の色々な部署の連絡・連携が必要になってきます。福祉, 国民健康保険, 年金など様々な行政部門の支援が必要になってきますので, その調整を行うためのネットワーク会議というものを設置しているということです。連帯が進んだということで評価をAにしております。

42をご覧ください。庁内におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進というところで, これは実際に人事課が行っているものですが, セクシュアル・ハラスメント防止のためのリーフレットを毎年作成しています。そこにはセクシュアル・ハラスメントの相談員が庁内にいることを明示しています。臨時的任用職員や嘱託職員を含め全職員に春先に配布をいたしまして, 何かがあったときにはここに相談するところがあるということを周知しております。その効果かどうかは直接的にはわからないのですが, 平成23年に実施しました職員意識調査におきまして5年前の調査と比べましてハラスメントの経験があると回答した数は34%から18%に下がっているということで一定の効果があったと思います。18%というのは過去5年間においてということですが, どの場面かはわからないので必ずしも庁内ということではないかもしれませんが, 職員の中で経験したことがある人数です。

51をご覧ください。性に関する悩みや相談ということで, 男女共同参画センターで毎年企画して健康講座という形で行っております。特に若い方々に関して, 自分の将来の選択肢を十分にするために体について知識を持っていただいて, 特に女性は出産が選択肢にありますので, 自分の出産の時期というのも自分のライフスタイルにあわせて考えるということも選択肢になればならないものです。そういったことも含めてセンター講座というのも毎年企画しております。今年度の企画は10代のかたをターゲットにしました。

63をご覧ください。第3次計画でも重点課題に掲げているのですが, 就労の場における男女共同参画です。1番下に雇用の場面, 就労の場面での男女共同参画の啓発ということで, 1つは平成23年にチャレンジ広場という情報提供の場を設けました。就業を目指す女性のためにチャレンジ相談というものも行っております。また, 平成22年からハローワーク西宮が主催で協議会を立ち上げ, そこに参加しております。そこで情報共有しながら就労における男女共同参画の推進ということもしています。

64もその関連ですが, 経済課の所管で, 平成24年度の段階ではハローワーク西宮等の情報活用ということになっています。これは西宮市での取組で, 芦屋市では

まだまだそこまで行っていないのですが、西宮市はハローワークと共同で、ハローワークのサテライトのようなものを市の施設の中に置きまして、特に女性の就労支援のために「しごとサポートウェブにしきた」というのをプレラ西宮に設けて、取り組んでいます。経済課と協働でなければ進みませんが、第3次の行動計画期間内に就労支援の取組として進めていけたらと考えています。

66は経済課の講座、セミナーということになりますが、「再就職準備セミナー及び個別就職相談会」ということで、毎年1回再就職の支援講座をしています。

75をご覧ください。これも同じく就労支援に類するもので、女性のための就労促進講座の充実です。経済課と共同で毎年夏にパソコン講座を実施しております。また、昨年度は出張ママの働き方相談会という、これは特に子育て中の女性をターゲットとした相談会という形で、兵庫県と共催事業で実施しております。

90をご覧ください。子育て支援に関してですが、多様な保育サービスの充実ということです。病時・病後時保育の実施というのが数値目標に上がっていたところですが、また、ファミリーサポートセンターの会員を1000人にまで伸ばすということが数値目標に上がっております。病後時保育については、平成22年4月から芦屋病院で実施されています。病時保育については昨年度の計画策定のときにご意見いただいたところですが、平成25年7月から芦屋病院で実施しております。そして、ファミリーサポートセンターの会員数ですが、平成20年からかなり伸びています。ファミリーサポートセンターの運営のところ、依頼会員598人、提供会員242人、両方会員85人、全部併せると952人ということで、目標には達せなかったのですが、1000人に近いところまで上がってきています。ただ、この5年間の間に情勢が変わってきておりますので、ファミリーサポートセンターの事業ということよりも、保育所や保育サービスの充実というところに傾いてきているのかなというのがこの5年間の流れです。

93、次世代育成支援対策推進行動計画に基づく子育て支援事業の推進ということで、この5年間でこども課は新しい施策を次々と打ち出してきました。先ほども赤ちゃんの駅などご紹介させていただきましたが、昨年第3次計画策定のときに、子ども・子育て関連3法の動きについてもご報告させていただきました。昨年夏に関連3法が制定されて以降も国の動きがなかなか見えてこない中で、市のほうは行政サービスの水準を落とさないように、とこの審議会でもご意見いただきました。今年6月に「子ども・子育て会議条例」を制定いたしまして、8月から市の附属機関である「子ども・子育て会議」を設置し、関連3法に対応する施策ということで、実施について動き出したところです。また、24年には「次世代計画の別冊」として、「子ども若者計画」を策定しまして、今後所管課のほうで進めていくということです。

124、125、126、127は男女共同参画の推進体制をどのように確立していくのかというのがこの5年間の取組で挙がっているところです。男女共同参画推進条例は平成21年3月に制定され、21年4月に施行されました。この推進条例の14条に拠点施設の整備ということで市民の皆さまにお約束をさせていただいておりますので、この公光町に移転をし、稼動していくということで、一つ約束を

果たせたのかなというところです。

同じく 125, 126, 127 のところが推進体制で、行動計画をどのように進行管理していくのかということです。進行管理に関しては、毎年このように審議会場で報告させていただき、ご意見をいただきながら進行管理をしています。機能としてはこのような形で今後も進行管理してまいりたいと思っておりますので、126 が第三者機関による評価委員会設置の検討となっておりますが、評価委員会というものを別に設置するのではなくて、この審議会場でご報告をさせていただいてご意見をいただくという形で進めてまいりたいと思います。

ちなみにこの審議会場で、平成 21 年に設置され、平成 22 年にはDV対策の基本計画の策定についてご意見をいただいておりますし、平成 23 年には市民意識調査を実施、調査項目も含めてご意見いただいております。昨年 24 年度は、計画策定の年にあたりましたので、審議会の開催回数が増え、委員の皆さまにはご負担をおかけすることになりましたが、この審議会場で今後も進めていきたいと思っております。

そして、129 は庁内の推進体制です。これは庁内の体制ということですが、一方で附属機関である審議会場でご意見をいただき、庁内ではもう一方の推進体制である推進本部会議をもっております。これは必要なときに随時開催するのですが、昨年度は計画策定の年でしたので、3 回開催しております。推進本部というのは市の意思決定機関ですので、行動計画の決定についてもここで最終決定していくものです。

ざっとした説明になりましたが、以上ご報告させていただきます。

柳屋会長：ありがとうございます。今ざっと説明していただいたのは平成 24 年度までの到達点を示していきまして、これを足がかりにしてこれから 5 年間、新たな前進を各課に計画をたてていっているということになりますので、どなたからでも結構ですので、ご意見いただけたらと思います。

中山委員：まず質問をさせていただきます。庁内ネットワークとありますが、これを非常に有効だと評価しておられますが、具体的にはどのようなことを行っているのですか。

事務局/岡田：今、中山委員がおっしゃられたのはDV被害者に対する被害者支援のための庁内ネットワーク会議というものです。会議というのは庁内組織と思っていただければ結構です。被害者支援にあたっては、いろいろな手立て、制度、行政サービスを具体的に投入しなければならないということになります。例えば、国保の手続きをどうするのか、あるいは年金の手続きはどうするのか、あるいは場合によっては生活保護が必要なか必要でないのかという状況、福祉のサービスはどうか、母子のサービス、そういったことを調整しないといけないので、各所管課が集まる共通認識のための調整会議と思っていただけたらといいかと思っております。

中山委員：よくわかるのですが、そういったことがこれからも起こってくるから、窓口 1 本化にするといったことは行わないのですか。

事務局/岡田：そういったものではないのです。会議というのは、共通認識をもつ合議体だと思っていただけたらと思います。認識を共有し、確認するものです。こういう形で連携していきましょうという確認の場です。

中山委員：連携するのは私たち市民から考えたら当たり前なんですね。生活保護や保険など部署

が違った場合、当然相談員の人は1人ですから、そのかたからちゃんとしたアドバイスがほしいんですね。ところが、受けた担当はそれしか専門がない。なので、連携しましょうということですよ。

事務局/岡田：そうですね。具体的なケースに対応するものではなくて、連携が必要であるということは当たり前のことなのですが、その当たり前のことは日常の業務の中では難しいことです。例えば、すべての職員がすべての業務に精通しているということではなく、それぞれの業務にしっかりとあたっている。であるからこそ、共通認識をしっかりと持っておかないといけません。

柳屋会長：情報の共有ということですね。

事務局/岡田：市民の皆さんによく1つのところに届けておけば、役所中が情報共有してもらって全部のことが済めばいいんだということをお願いします。自分が市民の立場に立ったときには確かに便利であるとは思いますが、行政の各々の部署で外に出してはいけないという部分もありまして、中山委員がおっしゃられた事例は少し別にして、DVなどは本人の意思がどこにあるのかということは最も重要なことだと思います。中には情報はここにとどめておいてほしいと、自分の状況・危険性を自分で判断した上で情報はこの場で止めておいてほしいなど、そういったこともございます。ですので、情報の一人歩きの危険性もあるということがあります。つまり、そういう種の業務であるという認識も、ほかの業務をしている所管課にも持っていてほしいという会議とさせていただけたらと思います。

柳屋会長：そういった情報も共有化が必要のように感じますが、難しいところですね。

事務局/岡田：少なくとも、虐待やDVなどは加害者が身近にいる場合がほとんどです。そこからの安全対策というものをどのように確保するのかというのは、真っ先に考えないといけない。情報の扱いというのは非常にセンシティブになると思います。それと子どもの虐待の場合は、判断能力が大人ほど発達をしていないという子どもの情報と、成人の虐待やDVの場合は、成人の判断能力と、自分の情報を自分自身でコントロールする原則ということもあります。ケースバイケースで難しいところです。

中山委員：平成20年から平成25年までの進捗状況が評価されているということで、そういう目で見させてもらったときに、5年経って評価が上がった割合が、項目でいうと3割から4割です。逆に下がった項目は2,3%。ほとんど6割以上は現状維持ということですよ。5年間で同じ評価でいいのかなという、よく上がった面もあるし、6割もそう変わってないというのはこのあたりどのように判断すればいいのかなと思います。その中でよかったと思うのは、職員の方に対する啓蒙意識がかなり進んで、制度的にも人事の面でも女性の占める割合、昇進などは2,3年前にはなかったことだと思います。そういう意味では市役所の中では評価してもいいと思います。その全体の2割,3割というのは、これから先を考えたときに、これでいいのかなと思います。そのときに何を考えるのかといいますと、1つはこの評価コメントと今後の対応とありますが、ある課は5年前と全く1字1句変わっていません。それとほぼ全体でなぜこれができなかったか、なぜこれが評価するにあたるのか、という要因をそれについて書かれないところがほとんどです。ですから今後の問題として、そういうこともいると思います。

それと、このデータを全て見させていただきますが、重点的な項目に絞って審議会で話すということも1度考えてはいいのではないのでしょうか。

柳屋会長：第3次計画で重点項目というのを取り上げられていますよね。

事務局/岡田：第2次行動計画は再掲事業というのが非常に多いです。実際に評価をしている所管課も再掲が非常に多いので、読むほうも煩雑ですので、第3次計画では再掲になる部分は削って、69施策まで絞っておりますので、次の計画では全体にもう少し絞れると思います。また、重点施策という絞り方もしているので、もうちょっと見やすくなるのではないかと考えています。

中山委員：原因追及しながら、対策をたてるという、そういったところをしてもらったほうがいいと思います。

事務局/岡田：そうですね、評価コメントのところですね。

中山委員：なぜできなかったか、なぜできたかというのは、私たちも知りたいところですからね。

事務局/岡田：そこまで分析までしてするのは、正直なところなかなか難しいです。手間と時間の問題があるのでしょうか。

柳屋会長：A B Cの評価で、Bは、一応目標は達成しているということですよ。

事務局/岡田：大体近いということです。

柳屋会長：そこでやめていいのかという問題があるのですね。その他何かあれば。

船橋委員：私は初めて行動計画を拝見し、いろんなことをやっておられるのがわかりましたが、若い人は今までの時代と違って変わってきていますけれども、生活文化というのも変えていかないと、と思います。若い人が残業して飲み会などでしかコミュニケーションがとれないという人が多いと思います。ですから、そういったことを講演会や資料などで若い人たちに知らせてほしいと思います。聞きましたら、三菱化成さんでは7時以降は残業できないようにドアをロックしたときと、残業したときの成績は同じだったという結果が出ているらしいです。われわれの時代では残業は当たり前のようにしていましたが、それをやめて男性も家庭で用事ができるように、そういったことを広報してほしいと思います。

柳屋会長：そうですね。おっしゃることは重要なことでして、第3次行動計画にも重要項目としてありますワークライフバランスの促進があって、生活と仕事の充実です。それが非常に重要だと項目にあげておりますので、芦屋市でも対応はしていこうと考えているということですね。

事務局/岡田：ワークライフバランスというのは、ただ単に仕事の量を減らすということよりも、自分の人生を豊かなものにしていけるのかという選択肢の中で、例えば家で自分の子どもと過ごす時間など、ワークライフバランスの促進が欠かせないと思います。まさにリスクマネジメントとして必要なのかなという考えを持っています。大切なことはわかっているのですが、啓発するのは、なかなか方法論として難しいなというところは確かにございます。ただ、本当に大切なことというのは、新しい計画の中でも重点的な項目にいれております。庁内的にももっと啓発が必要です。公務員というのはどうしても働いている時間が長い方がよいというところがあります。そうではなくて、組織のリスクマネジメントの視点から見ても必要なのだということを、庁内にも伝えていけたらと思います。それと、新聞の力は大きいのかなと思います。この5年

間の中でも様々な新聞が、以前だと女性が働いていなかったような町工場でたくさんの女性が働いていて、そういったことによって、町工場自体も能率が上がって、企業の経済効果としてもあるということに掲載している新聞もありました。そういったことを大きなマスコミが取り上げると、社会の中で非常に効果が大きいと思います。

船橋委員：人事採用などもほとんど男性が決めていると思います。そういったところにも女性が入って、意見を聞いて決めてほしいと思います。

事務局／北川：職員採用については、女性採用の見直しという観点ではないのですが、ここ2、3年採用の試験の仕組みを変えておまして、今年度も工夫をしております。改良してきている転換期ではあるのですが、その中で委員がおっしゃるのは男女共同参画の視点ということですね。なかなかそういう切り口での仕組みの変革というのは行えていないのですが、次の段階の仕組みとして考慮していくことだと思います。人事担当ではないのですが、そういう気持ちをもっています。

事務局／岡田：役所の場合は試験である程度落とされてしまいますので、そういう意味で女性と比較的点数が高いです。

柳屋会長：そういう話はよく聞きますね。

事務局／岡田：年によって男性が多かったり女性が多かったりというのはありますけれども、ここ何年かはほぼ半々に近いと思います。職種にもよりますが。

船橋委員：申し込まれる男女の比率はどちらが多いのですか。

事務局／北川：男性の方が多いですね。希望は男性が多いです。実際採用するのはそれほどの差はないということですね。結果的には男性女性の差はないですね。

柳屋会長：女性職員の比率が30%とおっしゃっていましたよね。

事務局／岡田：そうですね。ずっと以前は、女性職員の割合がとても少なかったので、トータルの職員比率で30%程度となっていますが、ここ10年20年の中で女性の割合が増えてきていますので、今現在は、一般事務職の女性の割合は大体30%くらいでしょうか。

柳屋会長：今言っている割合はいずれ五分五分になるということですかね。

事務局／岡田：男性の多かった世代がどんどん退職されていきますので、比率は大きく変わってくると思います。

事務局／北川：当座縮まってくると思います。その後はどうなるかは見えないのですが。

柳屋会長：よろしいでしょうかね。その他何かありますか。

岩尾委員：私は2期目になるのですが、今日この資料を読み、多項目にわたりまして追跡するのは非常に大変なことだと思います。感心しております。そして1例ですが、男性職員の妻が出産された場合は、妻が市役所の職員じゃなくても出産休暇があるでしょうけど、男性職員の育児休暇はあるのでしょうか。

事務局／岡田：育児休業法がありますので、制度としてはあります。実際にとるかどうかは別ですが。実際に育児休暇をとる男性職員というのはほぼないに近い状態です。

岩尾委員：民間であれば制度としてはできていませんが、芦屋市が率先して運用していただいたらと思います。

事務局／岡田：ここは民間と同じような意識が働くかもしれません。民間でも育児休暇の制

度は会社にももちろんあるのでしょうか、なかなかとりづらいという企業風土があり、現実には取得しにくいと。

岩尾委員：大企業だとそのような制度がありますが、余裕がないとそこまでの制度はないと思います。それを言ってしまうとどうしようもないですが、それをクリアしないとイケませんね。

宮本委員：4などに水道管理課がでてくるのですが、これは何かあるのですか。

事務局/岡田：これは人事部門ということで挙がっているのですが、実際には市の職員の人事というのは、水道であっても人事課がやっておりますので、あまり関係ありません。

柳屋会長：そのほかに何かありますか。

中里委員：改めてお伺いしていると、幅広い分野で進められてきているのだなと感銘を受けました。その中でいくつか今までのお話と重なるのですが、連携という点で、8ページの22プレ親教室で父親の参加が増えているということに関して、これは1回参加のような気がしますが、あるいは短期間で参加されている方が多いと思います。乳児期ということだけではなくて、参加した人を追跡して父親向けの講座を提供したり、あるいは同じ健康課ですがマタニティクッキングの講座などそういったところに男性の日常的な料理を身につけていくための教室などを設定して、沐浴教室に参加したお父さんにむけて情報を提供できればいいのではないのでしょうか。この部分であれば部署の間でも共有可能だと思います。一時のイベントごとではなくて、継続的に男性が子育てに関わっていけるとか、家事の戦力となっていけるような取組というのを、より効率的にターゲットを絞って行っていければと思います。こういった全体を把握した部署というのは貴重ですので、取り組みにむすびつけられればいいのかと思います。

柳屋会長：アンケート調査など感想は聞かれているのですかね。

事務局/岡田：大切だとは行政側としてはわかってはいるのですが、どのようなアプローチでしていけば有効なのかというのはいつも課題になっています。これをすれば継続的になるというのがなかなかなくて、苦慮しているところではあります。このプレ親教室や沐浴教室はなぜ伸びがあるのかと所管に聞きましたときに、子どもが生まれるときの親御さんはたいいてい、どうやって子どもを扱っていいのか、という思いの中で、沐浴教室というのは必要なことを教えてもらえる場だということだからです。両親で参加するのが基本スタンスで、ほぼ9割以上のかたがご夫婦で参加されているようです。そういう参加のアプローチも大切なのですが、自分が必要だと思うから参加するのであって、どのようにそうだと思わせるかということですね。そこがなかなか難しいところです。

柳屋会長：その他なにかございますか。

事務局/北川：先ほど船橋委員が採用試験で女性枠のご意見で、将来的にはそういったことも考えられるとお話させていただきましたが、思い起こしてみますと、男性だから女性だからということで採用に差をつけるというのは人事採用ではやっていないと思います。採用の中で男女で採用数を決めることは、人事にとってはバランスが欠けるので、そこでそういうような枠を設けるのはなかなか難しいというようなことがあります。先ほどのお話の訂正ではないですが、そういった面があるということです。

高田委員：遅れて申し訳ございません。若者からのアプローチのこと、いわゆる性教育の一環として行っております。専門としては助産学を教えておりまして、女性の健康に係るような教育と研究をしております。近況の分野ですと、DVのを中心にしておりますけれども、プレパパ・プレママセミナーも行います。現場もさることながら、教育ということや、若い人たちの視点というところからも一緒に考えさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

柳屋会長：それではもう少し時間がありますので、何かご質問のあるかたは。この審議会で質問のあるかたはいつまでか時間をありますので、その際ご発言いただけたらと思います。

宮本委員：次の審議会はいつごろになるのでしょうか。

事務局／岡田：こちら側の都合で申し訳ないのですが、今年度もう1回お願いできたらと思っています。次回は、第3次行動計画の具体的な実施計画を市の中でまとめ、それをご報告させていただきたいと思います。それをまとめるのに時間がかかりますので。

高田委員：計画の中で教えていただきたいのですが、DV防止法が改正されましたので、そのあたりのことは何か意識していた文言などはありますか。

事務局／岡田：今回改正されたDV防止法とストーカー規正法、大きな改正点はストーカー規正法の改正だったのですが、同時にDV防止法も改正されました。その改正された部分というのが、今まで配偶者間暴力となっていたのが、配偶者等の部分を法律の中に入れたというところですね。元々芦屋市が策定しておりますDV対策基本計画というのは配偶者等交際相手を含めた形で計画の中で考えていくという体制でしたのであまり大きな影響はないと思っています。

高田委員：要するにデートDV等の防止については、中学生や高校生のところがもう少し強化していかないといけないと思います。名前も配偶者等となっているとどうしても配偶者と見えてしまいますので、計画の名前なども今後検討していただければと思います。一般的な芦屋市民のかたが聞くと、いわゆるDVの話とわかるように。配偶者等となったのは大きな話ですので、次の計画のときに考えていけたらと思います。タイトルなど他の市町村でも考えられていたりしますので。

宮本委員：女性から男性へのDVなども増えていますね。

高田委員：男性へも気かけないといけない。だからといって、芦屋市がするかは話が別なので。

事務局／岡田：法律上、配偶者間の暴力といえば女性から男性、男性から女性が当然あるわけで、女性のための計画ではないのですが、実際に相談をいただくときに相談できるスキルというのは、男性対象はかなり難しいと思います。男性の相談を女性の相談員が受けられるかといえば、実際のところ難しいです。そういう意味では、男性相談は広域で対応されている都道府県などにお任せする手立てはあります。

高田委員：そのあたりはしっかりと県が一括して責任を持ってするというか、そういったときへのアプローチや相談にくる女の人を守るために女性だけにする、男性がいる場合は考える。いかに県や広域連合と連携をとるかというのも重要だと思います。

柳屋会長：条約を批准することになれば、国際結婚に関わるDVの問題、こどもの親権などの問題も出てくる可能性がありますよね。

事務局／岡田：外国のかたのご相談も入ってくるような時代ですので。ハーグ条約が関わってき

ますね。

中山委員：今その話を聞いていますと、P 1 6 の 4 2 に庁内のセクシャル・ハラスメント経験者が減ったということですね。一般の企業ではどれくらいだったのですか。

事務局／岡田：それはちょっとわかりません。

中山委員：ここでは減っているのですね。効果と見ればいいですか。

事務局／岡田：私たちは効果と思っています。ただ、要因は1つには限らないというのが常だと思います。これも庁内的な取組が効果的であるとおもっていますが、それだけかといわれればそうではなくて、セクハラというのが社会的にいけないという認識が広まったというのもあります。

中山委員：パワハラはどうですか。

事務局／岡田：セクハラは減ったけれども、いろんな形でのパワハラが出てきているということですね。ハラスメントですから基本的には弱い立場の人に目を向けます。臨時的な立場の職員が受けやすいのかなということですね。今年度はハラスメント防止研修も人事課が行っています。起こる前に手を打っておこうということで。

柳屋会長：民間企業では下から上へのパワハラも起きていているという統計がありますね。

中山委員：呉川町の保健福祉センターにはこちらのチラシなど置いているのですか。

事務局／岡田：はい、置いています。

高田委員：防災計画のあたりは、男女共同参画の項目は本当にたくさん変更になっているのですね。内閣府の男女共同参画局の防災のページで避難所の問題であったりとか、審議会に女性のNPOが入れなかったのが入れるようになったり、大きな動きがあるので、計画や避難所運営とか女性用品の備蓄であったりとか、それを誰が配布するか、避難所の女性エリアをいかにしてつくるかなど細かく議論され、法律の中に入れられてきてすごいスピードで進んでいると感じます。いろんなところで避難所運営の規約などが変更しようという動きになっていますので、災害がくる前に国の動きと平行でしていただきたいと思います。

事務局／岡田：この4月以降に、市の防災計画の改定が入ってきているので、今年度から私も幹事会の中に入りまして、もちろん市民の女性の団体のかたも入っておられるのですが、少しでも発言できたらと思います。

高田委員：そういった人たちが入ってもいいというように変わったり、いろいろ変わっていますよね。去年私も発言させていただいたものから、さらに進んでいますので、よろしく願いしたいと思います。

事務局／岡田：今年はこの秋に兵庫県が作った防災・減災ハンドブックを使って親子防災・減災セミナーというものを県と共催でこの秋に計画しておりますので、また市民の皆様にもご参加いただきたいと思います。

高田委員：昨年度伊丹市が実施していましたが、参加されるのはほんの一部の市民ですので、母子健康手帳に記入するかなど、そういったところでの啓発も必要だと思います。また何か情報があれば提供させていただきます。

柳屋会長：それでは平成24年度の実績報告としては以上とさせていただきます。その他ということで、なにか事務局からありますか。

事務局／岡田：先ほど宮本委員からお話がありましたが，今年度の審議会はもう1回実施の予定
です。議題につきましては，第3次計画の実施にあたっての計画についてもう少し具体的
な事業についてまとめていきたいと思っていますので，それについてご報告させていただ
きたいと思います。

柳屋会長：私の方からお願いですが，この新しい施設について案内をお願いします。

事務局／岡田：本日の資料の中に新しい施設についてのご案内を入れております。ここがセミナ
ー室で，講座をしたり市民のかたにご利用いただいたりするところで，この隣にあります
のは，団体交流スペースということで無料のスペースで登録団体の皆様に解放してありま
す。それから相談室を2つ備えております。その隣が保育室になっております。その横に
小さいですが図書コーナーを置いておまして，場所が狭いので本を置ききれていないの
で，整理をかけないといけないと思っています。ご覧いただいてもわかりますように，ロ
ケーションのとてもいいところで，芦屋川がすぐ横を通っておりまして，そのあたりは市
民の皆様も喜んでいただいているのかなと思います。

宮本委員：ここの2階は何になっていますか。

事務局／岡田：2階は市民活動センターとなっております。ここは主にNPOや市民活動の団体
の皆さんが活動される場となっております。

柳屋会長：それではこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

= 閉会 =